

議案第 8 1 号

土地の取得について

大町公園用地の取得について、次のように仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成 2 2 年 2 月 2 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 所 在 | 市川市大町 2 6 4 番 1 の一部
市川市大野町 4 丁目 2 5 7 2 番 |
| 2 | 面 積 | 1 2 , 9 0 3 . 0 5 平方メートル |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 9 9 , 9 9 7 , 2 7 5 円 |
| 4 | 契 約 相 手 方 | 市川市大町 2 6 6 番地
竹 内 一 雄 |

理 由

既定予算に基づく、大町公園用地の取得について、相手方と売買仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

土地売買仮契約書

市川市（以下「甲」という。）と 竹内一雄（以下「乙」という。）とは、乙の所有する土地について、次の条項により土地売買仮契約を締結する。

（売買物件）

第 1 条 乙は、末尾記載の土地（以下「土地」という。）を甲に売り渡し、甲はこれを買受ける。

（売買代金）

第 2 条 土地の売買代金は、金 1 9 9 , 9 9 7 , 2 7 5 円とする。

（所有権の移転及び引渡し）

第 3 条 土地の所有権は、この契約に係る議案が市川市議会の可決を得、この仮契約書が本契約書としての効力を生じた日から甲に移転するものとする。

2 乙は、平成 2 2 年 3 月末日までに土地を甲に引き渡すものとし、引き渡しときは、乙は売渡土地引渡書を甲に提出するものとする。

（抵当権等の抹消）

第 4 条 乙は前条第 1 項に規定する日までに、その責任と負担において、土地につき、先取特権、抵当権等の担保物権、地上権、地役権等の用益物権その他名目形式の如何を問わず、甲の完全な所有権の行使を阻害する一切の権利を除去抹消しなければならない。この場合において、当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消しなければならない。

（所有権移転登記）

第 5 条 土地の所有権移転登記に必要な関係書類、その他甲が必要と認めて提出を求めた書類があるときは、乙は、遅延なく提出するものとする。

2 土地の所有権移転登記に要する登記費用等は、甲が負担する。

（売買代金の支払い）

第 6 条 土地の売買代金については、甲が所有権移転登記後、土地の引き渡しを受けたとき、乙は、第 2 条の金額の支払いを甲に請求することができ、甲は当該請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（瑕疵担保責任）

第 7 条 甲は、この土地について第 3 条に定める引き渡しを受けた後、これに隠れた瑕疵を発見したときは、乙に対しその賠償を請求することができる。

（土地の譲渡等の禁止）

第 8 条 乙は、この仮契約の締結後において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）土地を第三者に譲渡すること。
- （2）土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- （3）土地に物権を設置すること。
- （4）土地の地形を変更すること。

2 土地に乙の所有に係る土地に定着する物権が存するときは、乙は、この仮契約の締

結後においては、当該物権を第三者に譲渡し、又は当該物権に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定してはならない。ただし、甲の同意を得たときは、この限りでない。

(公租公課の負担)

第9条 土地に対する公租公課は、本契約として効力を生じた日までに確定しているものについては、乙が負担するものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第10条 本契約の内容又は本契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、乙は責任をもって解決するように努めなければならない。

(収入印紙の負担区分)

第11条 本契約書に課税される印紙税は、甲がこれを負担するものとする。

(その他の事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この仮契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

この仮契約書は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により市川市議会の可決を得たとき、当然に本契約書としての効力を生じるものとする。

平成22年 2月 9日

市川市八幡1丁目1番1号
甲 市川市
代表者 市長 大久保 博 印

市川市大町266番地
乙
竹 内 一 雄 印

○土地の表示

市川市				
地 番	地 目	地 積（実測）	全筆・分筆	適 用
大町264番1	山林	12,708.00㎡	分筆	地積50,710.00㎡の内
大野町4丁目2572番	原野	195.05㎡	全筆	地積195.00㎡
合 計		12,903.05㎡		

○売買代金

用地費 199,997,275円

(案内図)



議案第 8 1 号参考図その 2

(地形図)

